

# 市町村合併に関する新支援要領

平成18年7月18日  
愛知県市町村合併支援本部制定

## 1 趣旨

平成17年4月1日施行の「市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年5月26日法律第59号。以下「新法」という。)」のもと、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展と自主的な市町村合併の推進を図るため、県は、「新市町村合併支援プラン」(平成17年8月31日政府「市町村合併支援本部」決定)を始めとする国の支援策との連携を図りながら、全庁的な体制の下で、市町村の合併に伴う取組を積極的に支援するものとする。

## 2 対象

- (1) 県が策定する「自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下、「構想」という。)に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村(以下「合併市町村」という。)

## 3 支援の内容(106事業)

県は、予算の範囲内で、構想対象市町村及び合併市町村に対して、次に掲げる支援策を講じることにより、合併に伴う取組を積極的に支援する。

また、支援の内容については、必要に応じて見直しを図るとともに、拡充に努める。

「県独自」は、愛知県が独自に講じる支援策であることを示し、「国連携」は「新市町村合併支援プラン」等の国の支援策との連携により愛知県が講じる支援策であることを示す。

### 構想対象市町村に対する支援策(38事業)

#### (1) 市町村合併協議等に対する支援策(5事業)

##### 県職員派遣(県独自)

市町村合併協議等の円滑化のために、市町村等の求めに応じて実施する愛知県職員派遣要綱に基づく県職員の派遣について、優先的に取り扱うとともに、当該職員に係る人件費についての市町村負担割合を引下げ(2/3から1/2に引下げ)る

【総務部関係】

#### **広域行政アドバイザー派遣制度(県独自)**

合併協議会及び関係市町村等が開催する講演会、シンポジウム等に対する広域行政アドバイザー派遣制度に基づく講師派遣について、優先的に取扱う。

【総務部関係】

#### **合併協議会等に対する県職員の委員等としての派遣(県独自)**

関係市町村の求めに応じて、合併協議会及び幹事会等に対し、県職員を委員、参与等として派遣する。

【総務部関係】

#### **合併市町村基本計画策定支援(県独自)**

知事を本部長とする愛知県市町村合併支援本部及び各事務所単位に設置した支部を通じた全庁的な支援体制の下で、合併協議会における合併市町村基本計画策定作業を支援する。

【総務部関係】

#### **市町村職員実務研修生(県独自)**

適切かつ能率的に事務を処理する上で必要な知識及び技能の修得を支援するため、関係市町村職員を市町村職員実務研修生設置要綱に基づく実務研修生として、優先的に受け入れる。

【総務部関係】

#### **(2) 合併後のまちづくりを見据えた取組に対する支援策(33事業)**

#### **愛知県市町村振興資金貸付金(県独自)**

合併後の市町村の均衡ある発展に向けて、合併関係市町村が実施する合併特例事業を補完するまちづくり等の事業に対して優先的な資金貸付を行う。

【総務部関係】

#### **愛知県市町村合併特例交付金(県独自)**

合併後の市町村において各種事務手続等がスムーズに開始されるよう、合併申請を行った市町村が実施する電算システムの統合事業について、合併前においても愛知県市町村合併特例交付金の交付の対象とする。

【総務部関係】

#### **消防防災施設整備費補助金(国連携)**

消防力の総合的・重点的な整備を行うことにより、小規模消防本部の広域再編を推進するため、市町村合併により消防本部の広域再編を行う場合、合併後の新市町村等が消防本部の広域再編を行うために必要となる消防施設等の整備に対する国庫補助金の優先採択に向けて支援する。

【防災局関係】

#### **市町村社会福祉協議会の合併手続に関する助言(県独自)**

市町村合併に伴って市町村社会福祉協議会も合併するため、合併認可に向けた手続きが円滑に進むよう助言を行う。

【健康福祉部関係】

#### **介護保険の保険者の合併に関する助言(県独自)**

合併市町村における介護保険の円滑な運営を図るため、市町村(保険者)指導の一環として、合併に伴う諸問題の解決に向けた助言に努める。

【健康福祉部関係】

#### **水道事業の統合に向けた助言・調整等(県独自)**

水道事業の統合に向けた技術的な助言・調整を行うほか、合併に伴い水道事業者に異動を生じる場合等に必要となる再認可手続の円滑な遂行を支援する。

【健康福祉部関係】

#### **農業集落排水事業費補助金(国連携)**

汚水処理施設整備の立ち遅れた地域において、合併関係市町村間の汚水処理施設整備水準の均一化を図るため、農業集落排水事業費補助金の優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **水環境整備事業、防災水利整備事業(国連携)**

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、湧水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、特認施設の整備を行う本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **地域用水機能増進事業費補助金(国連携)**

地域用水機能を支える組織とその活動を支援することを目的として、計画の作成、地域用水機能増進支援活動、地域用水機能増進活動、ソフト事業を補完するハード施設の改修を行う本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **広域営農団地農道整備事業(国連携)**

農業振興地域内で県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき実施され、生産団地と生産団地、生産団地と集出荷センター等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹となる農道を整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **一般農道整備事業、過疎山村地域代行基幹農道整備事業(国連携)**

個々のほ場間やほ場と集落等を結ぶ農村地域の基幹的な農道を有機的かつ合理的に整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **揮発油税財源身替農道整備事業(国連携)**

農業用揮発油税の減免措置の身替りとして、個々のほ場と集出荷施設等の農業施設と幹線道路等を連絡する基幹的な農道を整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **中山間地域農村活性化総合整備事業費補助金(国連携)**

中山間地域において、立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全に資する本事業において、合併関係市町村間の整備水準の均一化に資するため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **農村振興総合整備事業費補助金(国連携)**

地域の創造力をいかにせよう、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図り、村づくりを支援するため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

### **経営体育成基盤整備事業(国連携)**

効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の目指す展開方向等を踏まえ、必要となる生産基盤等の整備と経営体の育成を一体的に実施する本事業において、優先採択または重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

### **田園交流基盤整備事業(国連携)**

農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、地域の特性をいかした生産システムの再構築と魅力ある田園づくりによる都市との共生を緊急的に推進するため、「田園整備構想」に位置づけられた農村の活性化に資する交流基盤を整備する本事業において、優先採択または重点配分を行う。

【農林水産部関係】

### **林道開設事業(国連携)**

森林施業の効率化等に効果を発揮する森林管理道の開設を行う本事業において、合併関係市町村での優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

### **林道舗装事業(国連携)**

既設林道や公道等を連絡する林道の舗装を実施することにより、森林と集落、市場等を結び、効率的な森林整備の推進と地域の振興を支援するため、合併関係市町村での優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

### **林道改良事業(国連携)**

既設林道の改良を実施することにより、効率的な森林整備の推進を図るため、重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

### **森林居住環境整備事業(国連携)**

林道等の林業生産基盤の整備と一体的に、立ち遅れた山村地域の生活環境基盤整備等を総合的に行う本事業において、生活環境の整備水準の均一化を図るため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

### **沿岸漁場整備開発事業(国連携)**

合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、広域的な漁場整備等を通じて、魚礁漁場の整備について優先採択又は重点配分に配慮し、効率的な漁業生産と漁業経営の安定を推進する。

【農林水産部関係】

#### **漁港整備事業費補助金(地域水産物供給基盤整備事業、離島広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化統合補助事業)(国連携)**

漁港・漁場の一体的・総合的な整備を通じて、合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、市場統合及び漁協の合併の促進、漁港の機能分担の明確化による水産物の生産流通の拠点整備について優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **漁港整備事業費補助金(漁港関連道整備事業)(国連携)**

漁港と幹線道路等を結ぶアクセス道路を整備し、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化により漁業生産の近代化を図り、併せて豊かで住みよい漁村の振興に資する本事業において、漁港の機能分担、漁協の合併、市場統合の促進による合併関係市町村間の水産業の連携強化を図るため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **漁港整備事業費補助金(漁業集落環境整備事業)(国連携)**

集落排水処理施設、集落道等漁業集落における生活環境の改善、植栽、休憩所、親水施設等漁港における景観の保持、就労環境の改善、条件不利地域に立地する小規模な漁港漁村における漁港施設と生活環境施設の総合的な整備、漁港内における漁船と遊漁船等との利用調整を図るための分離収容施設の整備等を実施し、水産業の振興を核とした漁村の総合的な振興を図る本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化、ボトムアップを図るため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **都市計画の決定・変更に対する支援(国連携)**

市町村合併に伴う土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更について、技術的な助言を行うとともに、政府の新しい市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう、情報提供に努める。

【建設部関係】

#### **避難地等計画の策定(国連携)**

合併を検討している市町村の防災都市づくり計画等の策定に対して必要な助言を行うとともに、政府の新市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう、情報提供に努める。

【建設部関係】

#### **都市再生交通拠点整備事業(国連携)**

合併市町村の交通利便性を確保するためのパークアンドライド用駐車場の整備について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **市町村合併を支援する道路整備(街路)(県独自)**

市町村土木事業費補助金(街路)において、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡することとなる道路等について、短期間で整備が図られるよう優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **まちづくり交付金(国連携)**

合併市町村の創意工夫と自主性を活かし、まちづくりに関する事業について、交付金の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **防災公園の整備(国連携)**

市町村の合併に伴い、効率的な住民の避難や防災活動が可能となるよう、効果的な配置となる市町村営防災公園について支援を行う。

【建設部関係】

#### **市町村合併を支援する道路整備(市町村道)(国連携)**

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡することとなる市町村道について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **港湾改修事業(国連携)**

合併に取り組む市町村の港湾改修事業について、政府の新市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

## **公営住宅の建替え等の促進(国連携)**

合併を視野に入れた集約、統合等による合理的な住宅の整備を促進するとともに、跡地の有効活用について、政府の新市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

## **合併市町村に対する支援策(68事業)**

### **(1) 合併市町村の行財政運営全般に関する支援策(9事業)**

#### **権限移譲の推進(県独自)**

分権型社会への転換を積極的に進めていくために、合併市町村の機能強化と一層の住民サービスの向上を図ることを目的として事務移譲を推進する。

【総務部関係】

#### **市町村総合計画策定支援(県独自)**

合併市町村が、総合的かつ計画的に行政の運営を図れるよう、市町村総合計画の策定に当たっての助言・情報提供に努める。

【地域振興部関係】

#### **市町村職員実務研修生(県独自)**

適切かつ能率的に事務を処理する上で必要な知識及び技能の修得を支援するため、合併市町村職員を市町村職員実務研修生設置要綱に基づく実務研修生として、優先的に受け入れる。

【総務部関係】

#### **県職員派遣(県独自)**

合併市町村の行政運営の円滑化のために、市町村等の求めに応じて実施する愛知県職員派遣要綱に基づく県職員の派遣について、優先的に取り扱うとともに、合併年度及びこれに続く2年度を限度に当該職員に係る人件費についての市町村負担割合を引下げ(2/3から1/2に引下げ)る。

【総務部関係】

#### **愛知県市町村合併特例交付金(県独自)**

合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展と市町村合併の推進を図るため、合併市町村が実施する合併に伴い必要となる事業等に対し、合併関係市町村数に応じた定額を限度に愛知県市町村合併



特例交付金を交付する。

【総務部関係】

#### **愛知県市町村振興資金貸付金(県独自)**

合併市町村の均衡ある発展を図るため、合併市町村が実施する合併特例事業を補完するまちづくり等の事業に対して優先的な資金貸付を行う。

【総務部関係】

#### **広報活動(県独自)**

市町村合併に関する情報を県民に周知するため、広報あいち等の広報媒体を活用した広報に努める。

【知事政策局関係】

#### **地方機関の所管区域の見直し(県独自)**

合併後の市町村の区域の状況に応じ、必要がある場合には、県の地方機関の所管区域について、適切な見直しを行う。

【総務部関係】

#### **住民の住所変更手続き等の取扱い(県独自)**

市町村合併に伴う住所地番の変更により、県に対する登録、届出等に関して住民の責によらない異動が生じる場合においては、所要の手続きについて、合併という事情を十分に配慮する。

【各部局共通】

### **(2) 各分野の連携による合併市町村のまちづくりに対する支援策(51事業)**

#### **補助施設等の他用途転用の取扱い(県独自)**

合併関係市町村が県補助金等の交付を受けて整備した施設(補助施設等)について、他の合併関係市町村の類似施設の活用等により、当該補助金等が目的とする行政需要への対応が十分に可能な場合においては、当該補助施設等の他用途への転用に係る承認の判断に当たって、合併という事情を十分に配慮する。

【各部局共通】

#### **愛知県ふるさと市町村圏基金設置費補助金(県独自)**

愛知県ふるさと市町村圏基金設置費補助金(平成2年度)の交付を受けて積み立てたふるさと市町村圏基金について、市町村合併によるふるさと市町村圏の圏域変更等に伴う財産処分には、平成15年1月30日付け事務連絡「市町村合併に伴うふるさと市町村圏基金の取扱いについて(総務省自治行政局市町村課)」の趣旨にしたがって、基金の処分の制限について特例措置を講じる。

【総務部関係】

#### **離島体験滞在交流促進事業(国連携)**

離島地域の創意工夫を活かした自立的発展を支援するため、農林水産業体験事業や伝統工芸事業等の実施プログラムの作成、同プログラムのための人材確保・育成、実施に必要な施設整備及びイベント等、各種ソフト事業の経費を補助し、交流人口の拡大等により離島地域の活性化を促進する。

【地域振興部関係】

#### **新総合通信ネットワーク市町村通信設備整備費補助金(県独自)**

新総合通信ネットワーク市町村通信設備整備費補助金の交付を受けて整備した通信設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

#### **愛知県緊急市町村水害対策設備整備費等補助金(県独自)**

愛知県緊急市町村水害対策設備整備費等補助金の交付を受けて整備した施設・設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

#### **愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金(県独自)**

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金の交付を受けて整備する施設・設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

#### **消防防災施設等設備整備費補助金(高機能情報通信対応防災無線通信設備整備)(国連携)**

消防防災施設等設備整備費補助金の交付を受けて整備した通信設備について、合併に伴い統廃合・転用を行っても、補助金の返還は求めない特例措置を講じる。

【防災局関係】

#### **消防防災施設整備費補助金(国連携)**

消防力の総合的・重点的な整備を行うことにより、小規模消防本部の広域再編を推進するため、市町村合併により消防本部の広域再編を行う場合、合併後の新市町村等が消防本部の広域再編を行うために必要となる消防施設等の整備に対する国庫補助金の優先採択に向けて支援する。

【防災局関係】

#### **廃棄物処理施設整備事業及びごみ焼却施設解体事業(国連携)**

合併市町村が整備する廃棄物処理施設及びごみ焼却施設の解体に係る国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【環境部関係】

#### **市町村保健センター整備費補助金(県独自)**

市町村合併に伴い、合併前に市町村保健センター整備費補助金(平成13年3月要綱廃止)の交付を受けて整備した市町村保健センターの統廃合又は転用が必要となる場合について、知事が必要と認めるときは当該補助金の返還を求めない特例措置を講じる。

【健康福祉部関係】

#### **国民健康保険広域化等支援基金(国連携)**

市町村合併に伴う市町村国保事業運営の広域化等を支援するため、県に広域化等支援基金を設置し、保険料(税)の平準化等への支援のために無利子貸付を行なう。

また、広域化等に伴う事務費、広報啓発事業に必要な経費等立ち上げに必要な費用を交付する。

【健康福祉部関係】

#### **介護保険の保険者の合併に関する助言(県独自)**

合併市町村における介護保険の円滑な運営を図るため、市町村(保険者)指導の一環として、合併に伴う諸問題の解決に向けた助言に努める。

【健康福祉部関係】

#### **水道事業の統合に向けた助言・調整等(県独自)**

水道事業の統合に向けた技術的な助言・調整を行うほか、合併に伴い水道事業者に変更を生じる場合等に必要となる再認可手続の円滑な遂行を支援する。

【健康福祉部関係】

#### **農業集落排水事業費補助金(国連携)**

汚水処理施設整備の立ち遅れた地域において、合併関係市町村間の汚水処理施設整備水準の均一化を図るため、農業集落排水事業費補助金の優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **水環境整備事業、防災水利整備事業(国連携)**

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、特認施設の整備を行う本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **地域用水機能増進事業費補助金(国連携)**

地域用水機能を支える組織とその活動を支援することを目的として、計画の作成、地域用水機能増進支援活動、地域用水機能増進活動、ソフト事業を補完するハード施設の改修を行う本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **広域営農団地農道整備事業(国連携)**

農業振興地域内で県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき実施され、生産団地と生産団地、生産団地と集出荷センター等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹となる農道を整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **一般農道整備事業、過疎山村地域代行基幹農道整備事業(国連携)**

個々のほ場間やほ場と集落等を結ぶ農村地域の基幹的な農道を有機的かつ合理的に整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **揮発油税財源身替農道整備事業(国連携)**

農業用揮発油税の減免措置の身替りとして、個々のほ場と集出荷施設等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹的な農道を整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **中山間地域農村活性化総合整備事業費補助金(国連携)**

中山間地域において、立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全に資する本事業において、合併関係市町村間の整備水準の均一化に資するため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **農村振興総合整備事業費補助金(国連携)**

地域の創造力を活かせるよう、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する本事業において、合併市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図り、村づくりを支援するため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **経営体育成基盤整備事業(国連携)**

効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の目指す展開方向等を踏まえ、必要となる生産基盤等の整備と経営体の育成を一体的に実施する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **田園交流基盤整備事業(国連携)**

農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、地域の特性を活かした生産システムの再構築と魅力ある田園づくりによる都市との共生を緊急的に推進するため愛知県が策定する田園整備構想に位置づけられた農村の活性化に資する交流基盤を整備する本事業において、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **林道開設事業(国連携)**

森林施業の効率化等に効果を発揮する森林管理道の開設を行う本事業において、合併市町村での優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **林道舗装事業(国連携)**

既設林道や公道等を連絡する林道の舗装を実施することにより、森林と集落、市場等を結び、効率的な森林整備の推進と地域の振興を支援するため、合併市町村での優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **林道改良事業(国連携)**

既設林道の改良を実施することにより、効率的な森林整備の推進を図るため、重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **森林居住環境整備事業(国連携)**

林道等の林業生産基盤の整備と一体的に、立ち遅れた山村地域の生活環境基盤整備等を総合的に行う本事業において、生活環境の整備水準の均一化を図るため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **沿岸漁場整備開発事業(国連携)**

合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、広域的な漁場整備等を通じて、魚礁漁場の整備について優先採択又は重点配分に配慮し、効率的な漁業生産と漁業経営の安定を推進する。

【農林水産部関係】

#### **漁港整備事業費補助金(地域水産物供給基盤整備事業、離島広域漁港整備事業、漁港漁場機能高度化統合補助事業)(国連携)**

漁港・漁場の一体的・総合的な整備を通じて、合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、市場統合及び漁協の合併の促進、漁港の機能分担の明確化による水産物の生産流通の拠点整備について優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **漁港整備事業費補助金(漁港関連道整備事業)(国連携)**

漁港と幹線道路等を結ぶアクセス道路を整備し、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化により漁業生産の近代化を図り、併せて豊かで住みよい漁村の振興に資する本事業において、漁港の機能分担、漁協の合併、市場統合の促進による合併関係市町村間の水産業の連携強化を図るため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **漁港整備事業費補助金(漁業集落環境整備事業)(国連携)**

集落排水処理施設、集落道等漁業集落における生活環境の改善、植栽、休憩所、親水施設等漁港における景観の保持、就労環境の改善、条件不利地域に立地する小規模な漁港漁村における漁港施設と生活環境施設の総合的な整備、漁港内における漁船と遊漁船等との利用調整を図るための分離収容施設の整備等を実施し、水産業の振興を核とした漁村の総合的な振興を図る本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化、ボトムアップを図るため、優先採択又は重点配分に配慮する。

【農林水産部関係】

#### **都市計画の決定・変更に対する支援(国連携)**

市町村合併に伴う土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更について、技術的な助言を行うとともに、政府の newly 市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう、情報提供に努める。

【建設部関係】

#### **避難地等計画の策定(国連携)**

合併後の市町村における防災都市づくり計画等の策定に対して必要な助言を行うほか、防災都市づくり計画策定に係る調査費について、国庫補助の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **都市再生交通拠点整備事業(国連携)**

合併市町村の交通利便性を確保するためのパークアンドライド用駐車場の整備について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **市町村合併を支援する道路整備(街路)(県独自)**

市町村土木事業費補助金(街路)において、市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路等について、短期間で整備が図られるよう優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **まちづくり交付金(国連携)**

合併市町村の創意工夫と自主性を活かし、まちづくりに関する事業について、交付金の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **防災公園の整備(国連携)**

市町村の合併に伴い、効率的な住民の避難や防災活動が可能となるよう、効率的な配置となる市町村営防災公園について支援を行う。

【建設部関係】

#### **下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進(国連携)**

合併する場合、複数の汚水処理施設が共同で利用する汚泥処理処分施設等の整備を下水道事業において行うなど、他の汚水処理施設との広域的共同処理の促進について、国庫補助の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **公共下水道事業等下水道の普及の促進(国連携)**

合併市町村の公共下水道等下水道の普及促進が図られるよう、国庫補助の採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **市町村合併を支援する道路整備(市町村道)(国連携)**

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する市町村道について、国庫補助の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **市町村合併を支援する道路整備(国・県道・街路)(国連携)**

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路について、国の新市町村合併支援プラン(市町村合併支援道路整備事業)を活用して、重点的な実施に努める。

【建設部関係】

#### **河川事業 (国連携)**

補助河川事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、市町村合併後の病院、官署等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該河川事業の推進に配慮する。

【建設部関係】

#### **ダム建設事業(国連携)**

補助ダム事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、市町村合併により、全域に渡る水道施設の整備等に伴う水源施設の整備が緊要となる等の状況が見込まれる場合、市町村合併後の病院、官署



等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該ダム事業の推進に配慮する。

【建設部関係】

#### **海岸事業(国連携)**

補助海岸事業の実施に当たっては、過去の災害の実績等の他に、市町村合併後の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設が想定浸水区域内に位置する場合には、当該海岸事業の推進に配慮する。

【建設部関係】

#### **砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業(国連携)**

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、合併市町村にあっては従来の市町村域を超えて住民の用に供されることとなる公共・公的施設等の重要性が増大する場合には、このような施設を保全する事業の推進に配慮する。

【建設部関係】

#### **港湾改修事業(国連携)**

合併市町村の港湾改修事業について、政府の新市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

#### **公営住宅の建替え等の促進(国連携)**

合併に伴う集約、統合等による合理的な住宅の整備を促進するとともに、跡地の有効活用について、政府の新市町村合併支援プランを円滑に活用できるよう支援する。

【建設部関係】

#### **住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援(国連携)**

合併関係市町村が共同して取り組む住宅市街地等の一体的整備方針を盛り込んだ住宅マスタープランに位置づけられた住宅供給事業等に係る関連公共施設等の整備について、国庫補助等の優先採択に向けて支援する。

【建設部関係】

#### **遠距離通学への対応(国連携)**

へき地児童生徒援助費等補助金及び過疎地域スクールバス購入費補助金の補助対象として、過疎現象に起因する学校統合の他、市町村合併に起因する学校統合を加える。

【教育委員会関係】

#### **公立学校施設整備(国連携)**

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築について、引き続き配慮する。  
また、公立小・中学校の校舎・屋内運動場の補強・改築事業について優先的に実施する。

【教育委員会関係】

#### **学校給食施設整備(国連携)**

合併により共同調理場施設を統合するなどして新たに設置する場合には、既存の共同調理場施設の更新事業ではなく、新設事業として取り扱うこととする。

【教育委員会関係】

(3) 市町村合併に関する激変緩和措置・経過措置(国制度の適切な運用に係る事項を含む。)(8事業)

#### **市町村振興事業費補助金(県独自)**

市町村等が、地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の実施に要する経費に対して交付する市町村振興事業費補助金については、市町村を単位として補助限度額が算定されるため、市町村合併により補助限度額が直ちに減少しないよう激変緩和措置を講じる。

【総務部関係】

#### **愛知県市町村振興資金貸付金(県独自)**

合併市町村が現行基準における山間地等事業の対象地域において事業を実施する場合には、合併後においても当分の間、山間地等事業に準じて取り扱う。

【総務部関係】

#### **愛知県バス運行対策費補助金(国連携)**

広域的・幹線的なバス路線の運行の維持のために行っている既存の補助対象路線については、複数市町村にまたがることを補助要件としている。その要件成否の決定に係る基準日を平成13年3月31日とし、その日以降の市町村合併により補助対象外とならないように配慮する。

【地域振興部関係】

#### **愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金(県独自)**

愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金について、補助金交付年度において市町村が合併した場合には、合併しなかったとした場合の額を上限として補助金を交付する。

【防災局関係】

#### **三河山間地域簡易水道施設整備費補助金(県独自)**

三河山間地域簡易水道施設整備費補助金につき、合併により補助要件となっている財政力指数に異動があり、補助率が低下する場合については、経過措置を設ける。

【健康福祉部関係】

#### **高齢者能力活用推進事業費補助金(県独自)**

シルバー人材センターに助成を行っている市町村が合併することにより、高齢者能力活用推進事業費補助金の交付額が減少することを緩和し、シルバー人材センター事業の円滑な推進を促す。

【産業労働部関係】

#### **合併に際する県道認定基準の取扱い(国連携)**

合併市町村の区域内に存する県道が、合併により県道認定要件を失うことにならないよう、平成 14 年 7 月 15 日付け国道政第 12 号により、都道府県道の路線認定基準が改正されたことについて適切に運用する。

【建設部関係】

#### **教職員定数に関する激変緩和措置(国連携)**

合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し、教職員定数が減となる場合であっても、一定期間激変緩和する措置を講じる。

【教育委員会関係】